# BCM 光 契約約款

第 1 条（定義）

この約款（以下「本契約約款」といいます。）において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 本サービス：「BCM 光 powered by スターティア株式会社」のサービス名で提供される光コラボレーションサービスをいいます。

(2) 媒介：電気通信事業者であるスターティア株式会社（以下「当社」といいます。）とお客様との間における本サービスの提供契約の成立に尽力する事実行為をいいます。

(3) 販売店：本サービスの提供に関する契約を媒介することを業として行う者をいいます。

第 2 条（本サービス）

1. 当社は、ビーシーメディア株式会社（以下「BCM」といいます。）を本サービスの販売店として指名します。
2. BCM は、本サービスの販売店として、以下の各号の業務を行います。
   (1) 本サービスの提供契約の勧誘
   (2) 本サービスの提供契約申込書の回収
   (3) 本サービスの利用料金の請求書発行業務の代行
   (4) 本サービスの利用料金の代理受領
3. 当社は、当社とお客様との間で成立した本サービスの提供契約に基づいて、お客様に本サービスを提供します。

第 3 条（提供条件）

1. 本サービスの提供条件は、次の約款の定めるところによるものとします。

   スターティア光 契約約款

   https://www.startia.co.jp/documents/agreement/st-hikari.pdf
2. 前項に規定する約款に定めのない事項については、NTT の各種規約の定めるところによるものとします。

   NTT 東日本 契約約款

   https://www.ntt-east.co.jp/tariff/

   NTT 西日本 契約約款

   https://www.ntt-west.co.jp/tariff/

第 4 条（料金の請求等）

1. BCM は、本サービスの利用料金の請求書をお客様へ発行します。
2. お客様は、BCM からの請求書に基づき利用料金等を BCM に支払います。お客様から BCM への利用料金の支払いと同時に、お客様と当社間の本サービスの利用料金の決済は完了するものとします。
3. 本サービスにおいて、「スターティア光 契約約款」第 7 条（本サービスの利用料金）第 4 項の定めにかかわらず、各月の本サービスの利用料金を金融機関の契約者本人名義の預金口座から自動振替する方法による支払期日は、原則として請求書発行日の翌月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。
4. 本サービスにおいて、「スターティア光 契約約款」第 7 条（本サービスの利用料金）第 6 項は適用しないものとします。

第 5 条（損害賠償責任）

当社及び BCM は、本サービス又はその媒介に関連して発生した損害について、スターティア光 契約約款の損害賠償条項に規定される範囲で連帯して責任を負うものとします。

第 6 条（管轄裁判所）

お客様は、本サービス又はその媒介に関し BCM に訴訟を提起する場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第 7 条（個人情報の取扱い）

お客様は、本サービスに関しお客様が提供した個人情報の取扱い・共同利用について、下記の個人情報保護方針等に同意するものとします。

「個人情報保護方針」「個人情報の取扱いについて」

URL：https://www.startia.co.jp/privacy/

第 8 条（本契約約款の変更）

1. 当社は、改訂日の 1 ヶ月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本契約約款を変更することができるものとします。ただし、本契約約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお客様の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本契約約款を変更することができるものとします。
2. お客様が本契約約款の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出ることにより本サービス提供契約を将来に向かって、解除することができるものとします。なお、当該解除が「スターティア光 契約約款」第 10 条第 2 項に定める最低利用期間内であっても、お客様は、違約金を支払うことを要しないものとします。
3. 前項のお客様による申出がない場合、お客様は本契約約款の変更に同意したものとみな

します。

以上

スターティア株式会社

2020 年 12 月 15 日制定
2022 年 7 月 8 日改訂